



NEWSLETTER

2024. 07

季刊情報誌

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

目次



泛華偉業知識産権

2024.07

季刊情報誌

NEWSLETTER

表紙：泛華偉業オフィスビルの内観

泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

03 業界観察

- 新実施細則・審査基準施行後の初歩審査及び受理手続きに関する中国国家知識産権局のFAQ(抜粋)
- 中国国家知識産権局がXML形式による専利出願へ切り替え
- 専利証書の改版に関する中国国家知識産権局の公告
- 中国国家知識産権局が専利権存続期間補償業務の手数料を明確化
- 中国国家知識産権局が特許審査ハイウェイ(PPH)改善政策への参加を表明

07 サービスソリューション

- 審査指南における進歩性に関する審査規定の理解と適用（2023年版審査指南における進歩性の章に対する改正）
- 中国専利文献の読み方及び専利文献情報の入手方法

22 典型案例紹介

- 最高人民法院知的財産権裁判所の判決要旨(2023)

27 実務動向

- 非規範的商品の出願戦略

新実施細則・審査基準施行後の初歩審査及び受理手続きに関する中国国家知識産権局のFAQ(抜粋)

1. 受理手続き中、「参照による援用」制度を適用可能な専利出願はどのようなものですか？追加書類の提出期限はどのように計算されますか？どのような追加書類が必要になりますか？追加書類を提出した場合、出願日はどのように決められますか？

(1) 「参照による援用」制度の適用条件：

①2024年1月20日以降(当日を含む)に提出された発明専利出願又は実用新案出願であって、かつ分割出願でないこと。②出願書類に権利要求書(特許請求の範囲)や明細書が提出されなかった場合、又は実用新案に明細書の添付図面が提出されなかった場合。③当該出願において優先権を主張した場合。④最初に出願した時に「参照による援用」に関する声明を提出した場合。上記の条件を満たした場合、受理手続きにおいて「参照による援用」制度が適用され、専利局から「不足書類提出通知書」が発行されます。

(2) 追加書類の提出期限：最初に専利出願をした日から2か月以内、又は「不足書類提出通知書」を受領した日から2か月以内。

(3) 追加書類の要件：「参照による援用の確認に関する声明」を提出するとともに、不足している必要な出願書類を提出すること。

(4) 出願日の決定：期限内に「参照による

援用の確認に関する声明」及び不足している必要な出願書類を提出し、かつ受理要件を満たした場合には、最初に専利出願をした日が出願日となります。

なお、受理手続き中に「参照による援用」を適用した出願書類について、初歩審査時には、参照による援用に係る内容に対し、更に審査が行われます。優先権が認められない場合、専利出願の受理は取り消しとなり、参照による援用に関する声明は提出されなかったものとみなされます。優先権は認められたが、追加書類の内容が基礎出願の書類副本とその中国語訳に含まれておらず、補正後も含まれていない場合、不足している書類を提出した日をもって、出願日が再度決められます。

2. 期間徒過後の優先権回復と優先権主張の追加・訂正を行えるのは、出願日が2024年1月20日以降の専利出願に限られますか？

国内出願については、局公告第559号「改正専利法及びその実施細則に係る審査業務の取扱に関する経過措置」第3条の規定によると、出願人は、出願日に関係なく、2024年1月20日から細則第36条、第37条の規定に基づき、優先権回復の請求書又は優先権主張の追加・訂正の請求書を提出することができます。

PCT国内移行出願については、局公告第559号によると、移行日から2か月の期間満了日が2024年1月20日以降である場合、出願人は専利法実施細則第128条の規定に基づき、優先権の回復を請求することができます。

3. 期間徒過後の優先権回復、優先権主張の追加・訂正、又は参照による援用の手続きを行う場合、DASを利用して先行出願の書類副本を提出することができますか？

できます。ただし、DAS経由で副本を提出すると電子的交換に待ち時間が発生するため、直接副本を提出する場合と比べ、期間が長くなります。また、電子的交換ができないケースもあり、それによって期限内に副本を提出できず権利を喪失してしまう恐れがあります。したがって、手続き期間を短縮し、リスクを回避するためには、直接先行出願の書類副本を提出することをお勧めします。

4. すでに開放許諾された専利について、専利権者は専利権を譲渡又は放棄することができますか？

すでに開放許諾された専利について、専利権者が専利権譲渡の登記又は書面による専利権放棄を行うためには、まず専利業務処理システム(Web版)にて専利開放許諾の声明の撤回手続きを行う必要があります。

5. 専利がすでに開放許諾されている場合、専利権者と質権者は専利質権設定登録を行うことができますか？

専利権者が開放許諾された専利権に質権を設定する場合、専利権者は、専利権質権設定登録を行う際に、質権者が専利開放許諾の継続に同意する旨の書面を提出しなければ、登録は認められません。

6. すでに開放された専利のライセンス料やライセンス期間は変更できますか？

すでに開放された専利について、正当な理由によりライセンス料/ライセンス期間を

変更する必要がある場合には、専利開放許諾の声明を撤回してから、新たに専利開放許諾の声明を提出する形でライセンス料/ライセンス期間を変更できます。

7. すでに開放された専利に関して独占的又は排他的ライセンスを許諾することができますか？

すでに開放された専利について、専利権者は、ライセンス期間の満了前に当該専利に関して独占的又は排他的ライセンスを許諾することはできません。

8. 専利開放許諾の声明書式の第9欄「ライセンサー連絡先」に記入すべき宛先は、専利請求書(出願時の願書)における連絡先の者と同じにする必要がありますか？

同一人物である必要はありません。専利権者(出願人)は、実際のニーズに応じてそれぞれの連絡先を指定すべきです。専利請求書における連絡先は、専利局からの書類を受け取るために専利出願人が指定した人物であり、専利出願人と専利局とのスムーズな連絡に関与します。一方、任意の団体又は個人が開放専利を利用したい場合に、専利開放許諾の声明に記載された「ライセンサー連絡先」に従い、当該連絡先に連絡する又は直接書面通知をすることになりますので、受信者は専利権者が持つ専利権の活用権益に関与します。

出典：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局がXML形式による専利出願へ切り替え

中国国家知識産権局は、2025年1月1日から電子出願で提出される専利出願及び書類について、PDF及びWORD形式のファイル（出願書類と中間書類を含む）の受付を停止し、XML形式のファイルのみ受付けることを計画し、試験運用を始めた。

出典：中国国家知識産権局

専利証書の改版に関する中国国家知識産権局の公告

2024年5月10日に発表された中国国家知識産権局の公告第581号によると、中国国家知識産権局は専利証書の様式を改版することを決定した。権利付与公告日が2024年6月1日（当日を含む）以降の専利については、中国国家知識産権局から新様式の専利証書を発行される。新様式の専利証書はA4縦型を踏襲しているが、記載事項のレイアウトを最適化した。

下記の図例は新様式の発明専利証書である。なお、すべての専利証書はページに収まることになった。



出典：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局が専利権存続期間補償業務の手数料を明確化

中国国家知識産権局が2024年1月18日に発表した「専利権存続期間補償業務の取扱いに関する通知」によると、改正された専利法実施細則と「専利審査指南」が1月20日から施行されるが、その中の専利権存続期間補償業務については、中国國務院財政部門と中国国家知識産権局等が手数料基準を発表してからの実施になる。手数料基準の発表前に専利権存続期間補償の請求を提出した場合、手数料基準の施行日から3か月以内に、当該手数料を納付しなければならない。

このごろ、中国国家知識産権局は専利権存続期間補償業務の手数料を明確化した。5月28日に発表された「知的財産行政サービスガイドライン（第2版）」によると、専利権存続期間補償の手続きを行うには、専利権者は中国国家知識産権局に請求手数料200人民元を納付しなければならない。

専利権存続期間補償の手続きの流れは次のとおりである。請求者は専利存続期間又は医薬品専利存続期間補償の請求書を提出し、請求手数料を納付する。請求が認められた場合、中国国家知識産権局は専利権存続期間補償の承認決定を発行し、補償承認及び補償日数を通知する。

なお、「知的財産行政サービスガイドライン（第2版）」によると、専利権存続期間の補償期間に係る年金は一括納付となっており、延滞期間や減額は設けない。20年の専利期間が満了する1ヶ月前までに専利権存続

期間の補償期間に係る年金が支払われなかった場合、中国国家知識産権局は専利権者に「専利権存続期間の補償期間に係る年金納付通知」を送付し、納付の催告を行う。期限内に専利権存続期間の補償期間に係る年金が支払われなかった場合、又は納付額が不足している場合、権利回復の手続きは設けられていない。

出典：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局が特許審査ハイウェイ(PPH)改善政策への参加を表明

特許審査ハイウェイ(PPH)のユーザー体験を更に向上させるために、中国国家知識産権局は2024年4月、中国、米国、欧州、日本、韓国の5大特許庁が協力する「PPH改善政策」に参加することを発表し、2024年にPPHを通じた特許出願に対する初回審査意見通知書の平均発行期間並びに、出願人が審査意見通知書に回答した後の二回目の審査意見通知書の平均発行期間の目標を3か月に設定する旨を宣言した。これにより、PPHのユーザーは審査期間の予測をよりしやすくなる。

PPHは、異なる国又は地域間の特許審査を迅速化するチャネルであり、特許審査機関間の業務共有を通じて特許審査のプロセスを加速させる。2011年11月に最初のPPH試験運用を開始して以来、中国国家知識産権局は32の国又は地域の特許審査機関と相次ぎPPH協力を確立した。

出典：中国国家知識産権局

審査指南における進歩性に関する審査規定の理解と適用（2023年版審査指南における進歩性の章に対する改正）

パートナー 弁護士・弁理士 王勇

進歩性とは、発明が従来技術に比べて際立った実質的特徴を有し、顕著な進歩を遂げていることを指し、それは発明の専利出願が専利権を付与するために満たす必要がある最も重要な条件であり、発明創造の創造性に対する要求である。審査実務によると、発明専利出願の60%以上が審査過程で発明の進歩性に関して審査官により審査意見を出されたり、それを理由として拒絶若しくは無効と判断されたりすることがある。発明の進歩性に関する審査基準を明確にすることは、審査の質を向上させ専利権の有効性を確保し、そして発明的創造活動に対する国の奨励・支援方針を施行することにとっても重要な意義を持つ。このため、2023年の審査指南には、最も近い従来技術及び発明によって実際に解決される技術的課題の確定規則、公知常識的証拠の種類などの関連規定を含む、いくつかの非常に重要で有意義な改正が加えられた。

専利法第22条第3項の規定によれば、発明が進歩性を有するか否かを判断するには、その発明が際立った実質的特徴を有するか否かを判断すると同時に、顕著な進歩を遂げるか否かを判断する必要もある。中国の専利法では、進歩性を判断する際に、米国特許商標庁（USPTO）及び欧州特許庁（EPO）の「非自明性」と「進歩性」の基準と

ほぼ本質的な違いがない「際立った実質的特徴」と「顕著な進歩」の基準を採用しているが、発明が顕著な進歩を遂げ、従来技術に比べ有益な技術的効果を生み出す必要があることが強調されている。

一、際立った実質的特徴に対する審査

審査指南の規定によれば、発明が際立った実質的特徴を有するか否かを判断することは、当該発明が従来技術に比べて当業者にとって自明であるか否かを判断することにある。即ち、当業者の従来技術に基づく論理的分析、推論、又は限られた実験のみによって得られる発明であれば、その発明は自明である。発明が自明であるか否かを判断する場合、通常、いわゆる「3ステップ法」に従って審査されるが、この方法は欧州特許庁の審査規則と本質的に一致しており、いずれも課題-解決手段に基づく判断である。理論的、司法的には他にもいくつかの審査手段が提出されているが、実務上、審査手続き、復審、無効手続き及び行政訴訟手続きにおいては、常に「3ステップ法」が主流となっている。したがって、以下、発明の際立った実質的特徴（即ち非自明性）に関する審査基準と答弁戦略を、3ステップ法の順に紹介する。

ステップ（一）：最も近い従来技術を確定

最も近い従来技術とは、出願発明に最も密接に関連する従来技術を指し、発明が際立った実質的特徴を有するか否かを判断する基礎となる。実際には、最も近い従来技術を含む従来技術は、通常、検索で得る必要がある。検索によって得られる従来技術の文献が多い場合、最も近い従来技術はその

うちの1つ又はその技術案の1つだけを選択する必要がある。選択原則としては、一般的に、出願発明の技術分野と同じ、解決すべき技術的課題、技術的效果又は用途が出願発明と最も近い、かつ/又は出願発明の技術的特徴を最も多く開示した従来技術であり、或いは出願発明の技術分野とは異なるが、出願発明の機能を実現し出願発明の技術的特徴を最も多く開示した従来技術である。

ただし、異なる技術分野の技術案を最も近い従来技術として選択すると、最終的に進歩性審査の結果に影響を及ぼす可能性がある。更に、実際には、最も近い従来技術を選択する際、審査官は、審査対象の出願の請求項が従来技術と共有する技術的特徴の数を一方的に強調し、発明によって解決すべき技術的課題と従来技術が対処しようとし解決した技術的課題との関係が無視されるケースが時々見かけられ、それによって進歩性を判断する際にある程度の偏りをもたらしてしまう。

したがって、2023年に改正された審査指南では、最も近い従来技術を確定する際には「技術分野が同一又は類似の従来技術を優先的に選択する」ことに留意すべきであるという当初の審査指南の規定を基に、「そのうち、解決すべき技術的課題に関連する従来技術を優先的に選択すべきである」ことを追加した。ここでの技術的課題の「関連性」は、審査対象の出願によって解決すべき技術的課題と従来技術の技術的課題との間に関連性があることが強調されている。この関連性とは、例えば、従来技術に明確に記載されている発明の目的又は技術的課題が、審査対象の出願によって解決すべき技術的

課題と同一又は類似のこと、又は明確に記載されていないが、当業者であれば、この技術的課題の存在を認識できることである。

一般的に、発明の目的は、発明によって解決すべき技術的課題を技術案により解決して技術的效果を実現することであり、従来技術と発明によって解決すべき技術的課題との間に技術的関連性がある場合こそ、この従来技術が最も近い従来技術として、出願発明の目的を達成するための最も理想的な出発点となる可能性が高い。この改正により、発明創造の出発点と過程を発掘することに焦点を当てるように進歩性審査を指導し、最も近い引用文献を選択する際の主観的判断を軽減し、手間のかかる補正を可能な限り回避することができる。

ステップ(二)：発明の区別的特徴と発明によって実際に解決される技術的課題を確定

このステップ(二)では、まず、ステップ(一)で確定された最も近い従来技術と比較して、出願発明の区別的特徴を分析する必要がある。次に、出願発明におけるこの区別的特徴が達成できる技術的效果によって、発明によって実際に解決される技術的課題を確定する。この意味で、発明によって実際に解決される技術的課題とは、より良い技術的效果を得るために最も近い従来技術を改良する技術的目的を指す。

区別的特徴に基づいて発明によって実際に解決される技術的課題を確定することは、「3ステップ法」の応用において「架け橋」としての役割を果たし、その目的は、ステップ(三)における技術的動機付けの探索のための方向性を決めることにある。2019年に公布された国家知識産権局公告第328号では、

「3ステップ法」のうち発明によって実際に解決される技術的課題を確定するステップに関する審査指南の規定を改善し、「出願発明における」区別の特徴が達成できる技術的效果に基づいて発明によって実際に解決される技術的課題を確定しなければならないことが明確になった。同時に、技術案を全体として考慮するという原則が強調され、機能的に相互にサポートし、相互作用関係が存在する技術的特徴について、出願発明において上記技術的特徴とそれらの関係が達成する技術的效果を全体として考慮されるべきであると指摘した。

発明によって実際に解決される技術的課題の客観的な分析、確定は「3ステップ法」の全体的な判断過程において非常に重要であるため、今回の改正では更に、技術的課題を再確定する際に注意すべき問題及び個別の特殊な状況について説明をした。

(1) 技術的課題を確定する際に注意すべき問題

審査実務において、審査官が認定した最も近い従来技術は、出願人が明細書に記載している従来技術と異なる場合が多いため、審査官が認定した最も近い従来技術に基づいて確定される「出願発明によって実際に解決される技術的課題」も出願人が明細書に記載した技術的課題と異なる場合がある。この場合、発明によって実際に解決される技術的課題は、審査官が認定した最も近い従来技術に基づいて再確定する必要がある。ただし、審査又は審査意見に対する応答の過程で、審査官又は代理人は通常、発明によって実際に解決される技術的課題についての理解において両つの極端のアプローチ方をする場合がある。あまりにも広く決めすぎていて、発

明によって実際に解決される技術的課題を不適切に拡大又は上位概念化し、達成できる技術的效果を誇張、縮小、又は歪曲したりするか、或いはあまりにも具体的に決めすぎていて、発明によって実際に解決される技術的課題において区別の特徴への導きを含んだり、区別の特徴を直接に発明によって実際に解決される技術的課題としたりして、発明が自明であるという後知恵的な結論に至ってしまう傾向がある。

上記問題を回避するために、2023年に新たに改正された審査指南では、発明によって実際に解決される技術的課題を確定する際、技術的特徴と技術的效果との関係について客観的な分析を行う必要があると強調されている。再確定された技術的課題が技術的效果と一致するように、発明における区別の特徴が達成できる技術的效果に基づいて確定されるべきである一方、確定された発明によって実際に解決される技術的課題は、この技術的課題を解決するために発明によって提出される技術的手段を含んではならず、つまり区別の特徴を直接発明によって実際に解決される技術的課題として確定しても、区別の特徴への導き又は示唆を含んでもならない。

この原則を更に説明するために、2023年に改正された審査指南では、消費電子機器の事例を適応的に追加した。この事例において、出願発明は、ユーザーアカウントを認証するための生体認証ユニットを含む消費電子機器に関するものであり、当該認証ユニットは、指紋と、掌紋、虹彩、眼底及び顔の特徴から選択される少なくとも一種の認証方式の組合せに基づくものである。明細書には、少なくとも二種類の認証を通じてユーザーアカウント

の安全性を高めることができると記載されている。最も近い従来技術には、指紋情報のみに基づいて身元認証を実行する消費電子機器が開示されている。両者の違いは、出願発明が少なくとも二種類の生体特徴を通じて身元認証を実行することにある。出願発明におけるこの区別的特徴が達成できる技術的効果によれば、発明によって実際に解決される技術的課題は、「掌紋などの少なくとも一種の生体認証を追加すること」又は「認証方法の追加によって消費電子機器の安全性を実現すること」ではなく、「消費電子機器のユーザーアカウントの安全性を向上させること」であるはずである。そうでない場合、「技術的動機付け」が直接に技術的課題に持ち込まれたこととなり、進歩性に対する客観的な評価に影響を与えてしまう。

(2) 技術的課題の再確定に関する特別なケースを追加

2023年の審査指南には、「発明によって実際に解決される技術的課題」を再確定するための特別なケースが追加されている。即ち、発明のすべての技術的効果が最も近い従来技術と同等である場合、再確定された技術的課題は、最も近い従来技術とは異なった代替的な技術案を提供することである。このケースを追加した理由は、審査実務において一部の発明は、最も近い従来技術に比べて同等の技術的効果を有し、「より良い技術的効果」を示さないが、技術的概念の異なった代替的な技術案を提供しているためである。このような状況は、技術的課題の再確定に関する元の審査指南の規定ではカバーされていなかった。改正された審査指南では、革新の法則と特徴をより全面的に反映するように、「最も近い従来技術とは異なった代替的な技

術案を提供する」ことを、発明によって実際に解決される技術的課題を再確定する場合の特殊なケースとして扱う。なお、発明によって実際に解決される技術的課題が「最も近い従来技術とは異なった代替的な技術案を提供する」と確定されることは、その技術案が必ずしも進歩性を有するか否かを意味するものではなく、この技術的課題に基づいて、出願発明が当業者にとって自明であるか否かを更に判断する必要がある。

ステップ(三): 出願発明が当業者にとって自明であるか否かを判断

このステップでは、最も近い従来技術と、上記ステップ(二)で確定された発明によって実際に解決される技術的課題に基づいて、出願発明が当業者にとって自明であるか否かを判断する必要がある。判断の過程において明確にする必要があるのは、従来技術全体に何らかの技術的動機付けがあるか否か、即ち従来技術には上記区別の特徴を最も近い従来技術に応用してその技術的課題(即ち、本発明によって実際に解決される技術的課題)を解決する動機付けが提供されているか否かである。このような動機付けによって、当業者は上記技術的課題に直面する際に、この最も近い従来技術を改良して出願発明を得ることができる。このような技術的動機付けが従来技術に存在する場合、本発明は自明であり、際立った実質的特徴を有しない。

一般的に以下の状況のいずれの場合、上記技術的動機付けが従来技術に存在すると考えられる。

(1) 上記区別の特徴は公知常識であり、例えば、この再確定された技術的課題を解決する

ための本分野における慣用手段、あるいは、教科書、専門辞典、技術マニュアルなどの専門書に開示されている、この再確定された技術的課題を解決するための技術的手段である。

(2) 上記区別の特徴は、最も近い従来技術に関連する技術的手段であり、例えば、同一引用文献における他の部分に開示されている技術的手段であり、他の部分におけるこの技術手段の役割は、出願発明におけるこの区別の特徴が当該再確定された技術的課題を解決するための役割と同じである。

(3) 上記区別の特徴は、別の引用文献に開示されている関連する技術的手段であり、当該引用文献におけるこの技術的手段の役割は、出願発明においてこの区別の特徴が当該再確定された技術的課題を解決するための役割と同じである。

筆者は長年の代理業務の経験から、このステップ(三)は更に2ステップの判断を含んでいると考える。即ち、上記区別の特徴が従来技術に開示されているか否かの判断1)と、従来技術には上記開示された区別の特徴を最も近い従来技術に応用してその技術的課題を解決するための動機付けが提供されているか否かの判断2)である。

具体的には、判断1)では、まず、上記ステップ(二)で確定された発明の区別の特徴が、最も近い従来技術以外の他の従来技術に開示されているか否かを答える必要がある。上記区別の特徴の少なくとも1つが従来技術に開示されていない場合、従来技術に開示されていないそれらの特徴が本分野における公知常識又は慣用技術的手段であるか否かを更に判断する必要がある。この判断の結果

がまたしても「いいえ」の場合、即ち、これらの区別の特徴が本分野における公知常識又は慣用技術的手段でもない場合、通常、上記判断2)に進む必要はなく、出願発明は当業者にとって自明でないと直接判断することができる。これは、上記区別の特徴の少なくとも1つが従来技術に開示されていない場合、それらの区別の特徴をこの最も近い従来技術に応用してその技術的課題を解決するための動機付けが存在するわけがないためである。

判断1)の結果が「はい」の場合、即ち従来技術に上記区別の特徴がすべて開示されていると考えられるか、又は上記区別の特徴がすべて公知常識であると確定される場合、従来技術において上記区別の特徴を最も近い従来技術に応用してその技術的課題を解決するための動機付けが提供されているか否かを更に判断する必要がある、即ち判断2)に進む。更に、判断2)でのこの動機付けには、A) 上記区別の特徴を最も近い従来技術と組み合わせる動機付けが従来技術に存在するか否か、及びB) :このような組み合わせにより上記ステップ(二)で確定された技術的課題を解決する動機付けが従来技術に存在するか否かという2つの状況が含まれている。上記二種類の動機付けは、従来技術に明確に記載されている場合もあれば、従来技術を読むことにより当業者が容易に得る場合もある。上記二つの動機付けのいずれか1つが欠けている場合、従来技術には上記区別の特徴を最も近い従来技術に応用して関連の技術的課題を解決するための動機付けが提供されていないと考えられる。

ステップ(三)には、長年審査官及び他の業

界関係者を悩ませてきた問題、即ち公知常識に関する挙証責任の所属問題があるが、2023年に改正された審査指南ではこれに対する明確な指示が出された。2023年に新たに改正された審査指南の第2部第8章第4.10.2.2節(4)の最後の段落には、審査意見通知書において公知常識を引用する場合の審査官へ要求が提起され、審査意見通知書における公知常識の引用に関する規定が細分化、明確化された。1つ目は、審査官の公知常識の引用に対して出願人が異議を申し立てた場合の審査官の返答順序を調整するものであり、即ち「理由を説明するか、又は公知常識の証拠を提供すること」を「公知常識の証拠を提供するか、又は理由を説明すること」に変更した。審査官が引用した公知常識に対し出願人側で異議がある場合、審査官による証拠提出を優先するという原則を明確にし、理由説明より証拠提出の方を優先にする。2つ目は、この段落の末尾に「審査意見通知書において、審査官は、請求項における技術的課題の解決に寄与する技術的特徴を公知常識と認定する場合、通常、証拠を提出して証明すべきである」、即ち、審査官は、出願人が考える「発明ポイント」を公知常識と認定する場合、通常、証拠を提出すべきであるという原則が追加された。これにより、審査官の証拠意識を強化し、証拠提出要求を明確にした。

二. 顕著な進歩についての判断

審査指南の規定によれば、発明が顕著な進歩を遂げたか否かを評価する際、主に発明が有益な技術的效果を有するか否かを考慮すべきであり、有益な技術的效果としては次のようなものが挙げられる。発明が例えば、品質の改善、生産量の増加、エネルギーの

節約、環境汚染の防止など、従来技術よりも優れた技術的效果を有すること、発明が技術的概念の異なった技術案を提供し、その技術的效果は基本的に従来技術のレベルに達していること、発明が新しい技術的傾向を表すこと、或いは発明がいくつかの側面ではマイナスの効果をもたらすが、他の側面では明らかにプラスの技術的效果をもたらしていることなどである。

2023年の審査指南では、顕著な進歩の判断に関する規定について何も改正がされていないが、実際には、技術の発展や認知の進歩に伴い、技術的效果に関する状況が上記項目に限定されないことは明らかである。

まとめると、2023年の審査指南の改正は、進歩性審査のアプローチを体系的に改善し、審査官が進歩性を判断する際に進歩性の立法趣旨と法的意味合いを正しく理解し、発明の本質を把握し、発明の従来技術に対する貢献を客観的且つ公正に判断するよう指導・規制すると同時に、出願人が出願時と出願書類作成時に発明の本質の解釈にもっと注意を払い、審査官ともっと効果的に交流を取るよう指導し、より適切な方法でより迅速に発明の保護を促進し、権利付与される専利の質を向上させるようにしている。よって発明創作を奨励し、技術革新を促進するという専利保護制度の機能をより十分に発揮させることが期待できる。

著者プロフィール：

1991年に上海華東師範大学コンピュータ科学専攻を卒業し、学士号を取得した。1994年に中国科学院計算技術研究所の修士号を、2005年に中国人民大学の法学修士号を取得した。

1991年～2006年まで中国特許代理(香港)有限公司に勤め、電気学部マネージャーを務めていた。2007年1月泛華偉業知識産権代理有限公司に加入した。

コンピュータハードウェア&ソフトウェア、通信技術、半導体装置及び製造技術、自動制御及び家電製品などの分野が得意である。特許出願文書の作成、審査指令の応答、再審請求、無効審判、特許行政訴訟、権利侵害訴訟、集積回路のレイアウト保護、コンピュータウェアソフト保護などの方面に豊富な経験を持っている。

中国專利文献の読み方及び 專利文献情報の入手方法

シニア法務 趙曉輝

專利と科学技術の分野における專利文献の価値は自明である。中国專利文献の番号システムを把握すると、專利文献を迅速に識別できるだけでなく、專利文献の照会効率と精度も大幅に向上する。

專利文献とは、各国の知的財産庁が法定手続きに従って公開する專利出願書類及び権利付与された專利的公告書類のことを言う。專利文献番号は、專利出願公開と專利登録公告の過程で、知的財産庁によって法定手続きに従って各文献に付与された一意な識別番号である。

中国專利文献の照会及び使用の過程で、使われ中国專利文献の番号システムは、以下のいくつかの專利文献番号が含まれ。

(1) 出願番号は、中国国家知識産権局が一件の特許、実用新案及び意匠の出願を受理した時に、この出願に付与する識別番号である。

(2) 專利番号は、-特許、実用新案及び意匠に專利権を付与する時に、この專利に付与する識別番号である。

(3) 公開番号は、-特許出願が公開される時に、刊行される特許出願書類に付与する識別番号である。

(4) 公告番号は、-特許／実用新案及び意匠の登録公告の時に、刊行される專利文献に付与する識別番号である。

これらの專利文献番号は、專利文献の「IDカード」に相当する。中国專利制度の施行以来、專利文献の番号システムは4つの発展段階に分けることができ、1985年～1988年が第一段階であり、1989年～1992年が第二段階、1993年～2004年6月30日が第三段階であり、2004年7月1日以降が、現行の第四段階である。本文では、2004年7月1日以降に施行されている現行の文献番号システム及び專利文献の入手方法について説明する。

一. 中国專利文献番号の解釈

1. 出願番号及び專利番号

出願番号：專利出願は、特許、実用新案及び意匠の3つの出願種類に分類される。登録要件を満たしているかどうかに関係なく、出願が成功している限り、どのような種類の專利出願にも出願番号が付与される。出願番号の構成は以下のようである。

(1) 三種類の專利の出願番号は、12桁の数字、1つのドット「.」及び1つのパリティビットで構成され、年ごとに編成するものであり、例えば、202310102344.5のように、その最初の4桁は出願の年を表し、出願番号における年号は西暦紀年を採用し、例えば2023は專利出願が受理された年が西暦2023年であ

ることを表す。

(2) 5桁目の数字は、以下のように出願の種類を表す。

1-特許出願を表す

2-実用新案出願を表す

3-意匠出願を表す

6-中国国内段階に移行するハーグ国際意匠出願を表す

8-中国国内段階に移行するPCT特許出願を表す

9-中国国内段階に移行するPCT実用新案出願を表す

(3) 6桁目から12桁目の数字(計7桁の数字)は、当年の出願の順番を表し、その後に1つのドット「.」で出願番号とパリティビットを分離し、最後の桁はパリティビットである。

専利番号: 出願番号の前にアルファベット文字列「ZL」が付加されて専利番号を形成する。ZLは、中国語の「専利」のピンインの最初の子音の組み合わせであり、この専利出願が権利付与されたことを表す。出願番号202310102344.5を例にすると、この専利の専利番号はZL202310102344.5として記される。

中国専利文献の第四段階の番号システム

専利出願の種類	出願番号	公開番号	登録公告番号	専利番号
特許の中国出願	202310102344.5	CN1 00378905A	CN1 00378905B	ZL202310102344.5
中国に移行する特許の 国際出願	202380100001.3	CN1 00378906A	CN1 00378906B	ZL202380100001.3
実用新案の中国出願	202320100001.1		CN2 00364512U	ZL202320100001.1
中国に移行する実用新 案の国際出願	202390100001.9		CN2 00364513U	ZL202390100001.9
意匠の中国出願	202330100001.6		CN3 00123456S	ZL202330100001.6
意匠の国際出願	202360000673.9		CN3 08608701S	ZL202360000673.9

2. 専利出願の公開番号及び公告番号

公開とは、特許出願が予備審査（形式審査）に合格した後、出願日（又は優先日）から18ヶ月の満了時に公開されるか、又は出願人の請求に応じて事前に公開されることを指す。

公告とは、特許出願の実体審査後に拒絶理由が見つからず、特許専利権が付与される時の登録公告を指し、実用新案又は意匠出願の予備審査後に拒絶理由が見つからず、実用新案専利権又は意匠専利権が付与される時の登録公告を指し、特許、実用新案及び意匠の専利権の一部無効宣告の公告をも指す。

2004年7月1日以降に刊行されたすべての専利明細書の文献番号は、中国国別コードを表すアルファベット文字列CN、9桁の数字及び1つのアルファベット文字又は1つのアルファベット文字プラス1つの数字で構成されている（特許、PCT出願公開番号は23巻29期より、三種類の専利の登録公告番号は23巻35期より実行される）。このうち、アルファベット文字列CNの後の1桁目の数字は、1-特許、2-実用新案、3-意匠というように、保護を要求する専利出願の種類を表す。ここで留意されたいのは、「中国国内段階に移行するPCT特許出願と実用新案出願」及び「意匠国際出願」の文献番号を個別に編成するのではなく、それぞれ特許、実用新案及び意匠に編入され、2桁目から9桁目は通し番号であり、三種類の専利はそれぞれ通し番号の順に並べられて年ごとに集計され、特許の登録公告番号は、この特許出願の第1回公開時に付与された専利文献番号を引き続き使用し、最後の1つのアルファベット文字又は1つのアルファベット文字プラス1つの数字で専利文献の種類識別コードを表す。

◆ 専利文献の種類識別コード及びその意味 ◆

発明専利文献の種類識別コードは以下のようである。

A	特許出願
A8	特許出願（表紙修正）
A9	特許出願（全文訂正）
B	特許
B8	特許（表紙訂正）
B9	特許（全文訂正）
C1～C6	特許（専利権の一部無効を宣告）

特許文献番号（公開番号、公告番号）

文献種類	特許文献番号と、国コード、文献種類コードとの組み合わせ		説明
特許出願公開明細書	出願公開番号	CN 1 00378905 A	異なる特許出願には連続した番号を付ける必要がある
		CN 1 00378906 A	
特許出願公開明細書（表紙再版）		CN 1 00378905 A8	
特許出願公開明細書（全文再版）		CN 1 00378905 A9	同じ特許出願は、最初に付与された出願公開番号を引き続き使用する
特許明細書	登録公告番号	CN 1 00378905 B	同じ特許出願の登録公告番号は、最初に付与された出願公開番号を引き続き使用する
特許明細書（表紙再版）		CN 1 00378905 B8	
特許明細書（全文再版）		CN 1 00378905 B9	
特許専利権の一部無効宣告の公告（第1回）		CN 1 00378905 C1	
特許専利権の一部無効宣告の公告（第2回）		CN 1 00378905 C2	

実用新案特許文献の種類識別コードは以下のようである。

U	実用新案
U8	実用新案（表紙訂正）
U9	実用新案（全文訂正）
Y1～Y6	実用新案（専利権の一部無効を宣言）

実用新案専利文献番号（公告番号）

文献種類	専利文献番号と、国コード、文献種類コードとの組み合わせ		説明
実用新案明細書	登録公告番号	CN 200364512 U	異なる専利出願には連続した番号を付ける必要がある
		CN 200364513 U	
実用新案明細書（表紙再版）		CN 200364512 U8	同じ専利出願は、最初に付与された出願公開番号を引き続き使用する
実用新案明細書（全文再版）		CN 200364512 U9	
実用新案専利権の一部無効宣言の公告（第1回）		CN 200364512 Y1	同じ専利出願の登録公告番号は、最初に付与された出願公開番号を引き続き使用する
実用新案専利権の一部無効宣言の公告（第2回）		CN 200364512 Y2	

意匠専利文献の種類識別コードは以下のようである。

S 意匠 S1～S6 意匠（専利権の一部無効を宣告）
S8 意匠（表紙訂正） S9 意匠（全文訂正）

意匠専利文献番号（公告番号）

文献種類	専利文献番号と、国コード、文献種類コードとの共同利用		説明
意匠の登録公告	登録公告番号	CN 3 00123456 S	異なる専利出願には連続した番号を付ける必要がある
		CN 3 00123457 S	
意匠の登録公告（全文再版）		CN 3 00123456 S9	同じ専利出願は、最初に付与された出願公開番号を引き続き使用する
意匠専利権の一部無効宣言の公告（第1回）		CN 3 00123456 S1	同じ専利出願の登録公告番号は、最初に付与された出願公開番号を引き続き使用する
意匠専利権の一部無効宣言の公告（第2回）		CN 3 00123456 S2	

3. 中国專利文献書誌事項情報

書誌事項データ: 単行本の表紙又は專利公報に掲載されている專利出願及び專利登録に関する各種の書誌データであり、文献識別データ、国内出願提出データ、優先権データ、公開又は公告データ、分類データなどの種類が含まれる。書誌事項の名称と書誌事項の内容で構成されている。

INID コード: 專利文献書誌事項の識別コード。Internationally selected Numbers for the Identification of (bibliographic) Dataの略語。

1). 特許、実用新案の專利文献書誌事項の名称及び対応するINIDコード

- (10) 專利文献の識別
- (12) 專利文献の名称
- (15) 專利文献修正データ
- (19) 專利文献を公開又は公告する国家機関の名称
- (21) 出願番号
- (22) 出願日
- (30) 優先権データ
- (43) 出願公開日
- (45) 登録公告日
- (48) 訂正文献の発行日
- (51) 国際專利分類
- (54) 特許又は実用新案の名称
- (56) 引用文献
- (57) 要約
- (62) 分割出願の元の出願のデータ
- (66) 国内優先権データ
- (71) 出願人
- (72) 発明者
- (73) 專利権者
- (74) 專利代理機構及び代理人

(83) 微生物の寄託情報

(85) PCT国際出願が国内段階に移行する日

(86) PCT国際出願の出願データ

(87) PCT国際出願の公開データ

(特許公告文書のトップページのサンプル)

(19) 中华人民共和国国家知识产权局



(12) 发明专利



(10) 授权公告号 CN 102202049 B

(45) 授权公告日 2014.03.12

(21) 申请号 201110076194.X

W0 2009/042919 A2, 2009.04.02,

(22) 申请日 2011.03.23

US 2009/0199177 A1, 2009.08.06,

(30) 优先权数据

审查员 刘寒艳

12/729,772 2010.03.23 US

(73) 专利权人 有限公司

地址 美国佛罗里达

(72) 发明人 R·夏普 D·斯科特

(74) 专利代理机构 北京泛华伟业知识产权代理有限公司 11280

代理人 王勇

(51) Int. Cl.

H04L 29/08 (2006.01)

H04L 12/24 (2006.01)

G06F 9/455 (2006.01)

(56) 对比文件

CN 101076782 A, 2007.11.21,

US 2006/0212924 A1, 2006.09.21,

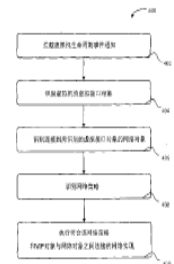
权利要求书2页 说明书19页 附图8页

(54) 发明名称

用于多虚拟机设备的网络策略实现

(57) 摘要

用于多虚拟机设备的网络策略实现包括通过应用网络策略到计算设备的虚拟化环境中的现有网络配置中来选择网络实现的方法。在虚拟化环境中执行的控制程序接收由虚拟机响应于生命周期事件产生的事件通知,响应于接收通知,控制程序调用策略引擎,该策略引擎应用网络策略到虚拟化环境的现有网络配置。该网络策略可相应于虚拟机或连接到该虚拟机的虚拟接口对象的网络对象。接着策略引擎识别具有符合所述网络策略的属性的现有网络配置,并且选择符合所述网络策略和网络配置的网络实现。



CN 102202049 B

(実用新案公告文書のトップページのサンプル)

(19) 中华人民共和国国家知识产权局



(12) 实用新型专利

(10) 授权公告号 CN 203642204 U
(45) 授权公告日 2014.06.11

(21) 申请号 201320718008.2

(22) 申请日 2013.11.14

(30) 优先权数据

U20134172 2013.08.05 FI

(73) 专利权人 有限公司
地址 中国香港铜锣湾

(72) 发明人 R・利利坎盖斯

(74) 专利代理机构 北京泛华伟业知识产权代理
有限公司 11280

代理人 胡强

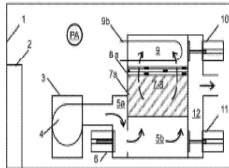
(51) Int. Cl.
F23G 7/07(2006.01)

权利要求书1页 说明书6页 附图2页

(54) 实用新型名称
气体处理设备

(57) 摘要

本实用新型提供一种气体处理设备(PA),该设备(PA)在气体流动方向上包括:至少一个气体鼓风机(4),至少一个进气部(5a),至少两个处理部(7-8),其中每个所述处理部具有至少一个换热器(7a)和用于气体催化燃烧的催化转化器(8a),和至少一个出气部(12),在进气部(5a)和处理部(7-8)之间有用向各处理部(7-8)交替导气体的至少两个方向控制部(6),在这些处理部(7-8)之间有用在在处理部(7-8)之间导气体的至少一个连接部(9),每个处理部(7-8)具有用于向出气部(12)导气体的至少一个排气控制阀(11)。



CN 203642204 U

2). 意匠の専利文献書誌事項の名称及び対応するINIDコード

(10) 専利文献の識別

(12) 専利文献の名称

(15) 専利文献修正データ

(19) 専利文献を公告する国家機関の名称

(21) 出願番号

(22) 出願日

(30) 優先権データ

(45) 登録公告日

(48) 訂正文献の発行日

(51) 国際意匠分類(ロカルノ分類)

(54) 意匠を使用した商品名

(56) 引用文献

(62) 分割出願の元の出願のデータ

(72) 設計者

(73) 専利権者

(74) 専利代理機構及び代理人

(80) 国際意匠の国際登録番号

(意匠公開文書のトップページのサンプル)

(19) 中华人民共和国国家知识产权局



(12) 外观设计专利

(10) 授权公告号 CN 301830070 S
(45) 授权公告日 2012.02.08

(21) 申请号 201130049166. X

(22) 申请日 2011.03.18

(73) 专利权人 有限公司
地址 俄罗斯莫斯科

(72) 设计人 P・A・鲍里索维奇

(74) 专利代理机构 北京泛华伟业知识产权代理
有限公司 11280

代理人 胡强

(51) LOC(9) Cl.
09-01

图片或照片7幅 简要说明1页

(54) 使用外观设计的产品名称
瓶子

立体图

CN 301830070 S

二. 中国專利文献の入手方法

第一部分では、中国專利文献番号について詳しく説明したが、この部分では、中国專利文献を入手するいくつかの方法に焦点を当てる。

中国国家知識産権局のサイト（無料のオンラインリソース）<https://www.cnipa.gov.cn/>

中国專利公開公告データベース:

サイトのホームページにアクセスし、專利業務処理システムにアクセスし、中国專利公開公告検索インターフェイス <http://epub.cnipa.gov.cn/> にアクセスするためには、まず登録してログインする必要があります。出願番号、公開番号、公告番号などの関連情報を入力して関連專利を照会してダウンロードすることができる。このデータベースには、1985年9月10日から現在までの中国專利公開公告專利データのすべて、実体審査の開始、專利権の終了、專利権の譲渡、書誌事項の変更、專利ライセンスなどの書誌情報が含まれる。



中国專利審査情報照会データベース:

関連出願情報が更に必要な場合は、中国国家知識産権局の專利審査情報照会インターフェイスにアクセスすることができる。

<https://tysf.cponline.cnipa.gov.cn/am/#/user/login>



関連出願の出願番号、発明名称、出願人などの情報を入力すれば、既に公開された関連專利文献を照会することができる。このインターフェースを通じて、当該案件の状況（実体審査待ち、拒絶、專利権有効など）、出願情報（出願人、発明者、代理機構など）、審査情報（特許庁の公式通知の発送、出願人の回答書類の提出）、手数料情報（支払うべき手数料、支払い済みの手数料）などの一連の情報（一部の情報が非公開）を照会することができる。

2. ヨーロッパ特許庁の公式サイト（無料のオンラインリソース）

https://worldwide.espacenet.com/advancedSearch?locale=en_EP

中国專利出願の出願番号、公開番号又は公告番号によって照会してダウンロードする。

3. その他の專利データベースサイト（無料のオンラインリソース）

CNKI專利サブライブラリサイト:

<https://kns.cnki.net/kns/brief/result.aspx?dbprefix=SCOD>

万方專利サブライブラリサイト:

<http://new.wanfangdata.com.cn/index.html>

中国知的財産網（www.cnipr.com）、中国專利情報センター（www.cnpatt.com.cn）、中国專利情報網検索システム（www.patent.com.cn）などは、何れも無料の中国專利リソースの検索とダウンロードを提供する。

参考文献:

- [1] ZC 0007-2012 中国專利文献番号標準
- [2] ZC 0008-2012 中国專利文献の種類識別コード
- [3] ZC 0009-2012 中国專利文献書誌事項
 - ・ https://www.cnipa.gov.cn/art/2012/11/14/art_527_146111.html
- [4] 「中国專利文献の番号システムの4つの段階」、著者:上海理工大学文献情報検索コースグループ
<http://wj.k.usst.edu.cn/2020/0419/c10156a218346/page.htm>
- [5] 「中国專利文献の番号システム」、著者:中国国家知識産権局專利文献部 湯才祥、
<https://www.taodocs.com/p-319860911.html?v=undefined>
- [6] 中華人民共和國国家知識産権局、專利審查指南[M]、北京:知的財産権出版社、2009
- [7] 田力普. 發明專利審查基礎教程[檢索分冊][M]、北京:知的財産権出版社、2008
- [8] 中国国家知識産権局の公式サイト

著者プロフィール:

趙曉輝氏は、シニア法務であり、2008年、天津師範大学から卒業して英語翻訳の学士号を取得し、2012年、北京泛華偉業知識産権代理有限公司に入社した。長年にわたり專利プロセス管理と專利檢索業務において豊富な実務経験を蓄積し、專利代理プロセスの各段階の要点、難点及び中国・外国の專利檢索を熟知しており、複雑且つ困難な專利代理プロセスと專利檢索業務を多数担当しており、中国專利法及び米国、

欧州、日本、韓国などの世界の主要国の專利法について研究し理解を深めている。

最高人民法院知的財産権裁判所の判決要旨(2023)

2024年4月号に続く

技術系知的財産権事件と独占事件における最高人民法院知的財産権法庭の司法理念、審理時の考え方及び判決方法を纏めて示すために、法庭は、2023年に結審した4562件の事件の中から96件の事件を選出し、104条の要旨を抽出し、『最高人民法院知的財産権法庭の判決要旨(2023)』を作成し、2024年2月23日に公表し、社会各界に研究、参考として提供した。

一. 専利権付与・確認事件

16. 方法の特徴を含む実用新案専利の新規性、進歩性の判断

【事件番号】(2021)最高法知行終422号

【判決要旨】製品の形状、構造を含むだけでなく、製品の製造方法も含む実用新案専利の請求項について、その新規性、進歩性を判断する際に、その方法の特徴によって製品が特定の形状、構造を有することができる場合には、その方法の特徴は、実用新案専利権の保護範囲には限定的な作用を有する。新規性、進歩性を判断する際には、この方法自体を従来技術の方法と比較するのではなく、その方法による特定の形状、構造を従来技術の形状、構造と比較すべきである。

17. 実用新案専利の進歩性判断における類似、関連技術分野の決定

【事件番号】(2022)最高法知行終41号

【判決要旨】実用新案専利の技術分野を決定する際には、請求項に規定された技術案を対象とし、主題名称を出発点とし、専利技術案の機能、用途を総合的に考慮すべきである。

専利の技術案の機能、用途に類似する技術分野は、専利の技術分野の類似技術分野を構成し、専利の技術案と最も近い従来技術との相違構成要件が適用される技術分野は、専利の技術分野の関連技術分野を構成する。

18. 用途限定主題名称は実用新案専利権の保護範囲に実際の限定作用があるかどうか

【事件番号】(2021)最高法知行終847号

【判決要旨】実用新案専利の用途限定主題名称が、請求項の保護範囲に実際の限定作用を有するかどうかは、実用新案専利という権利の種類と結び付け、主題名称と請求項で限定される技術案との関係、及び主題名称が特許請求する客体自体の形状、構造に実質的な影響を与えるかどうか等を総合的に考慮して判断すべきである。

19. 相違構成要件と他の構成要件との間の協調配合関係が改良の動機付けに及ぼす影響

【事件番号】(2021)最高法知行終1226号

【判決要旨】進歩性判断において、特許請求する技術案と最も近い従来技術との相違構成要件と、他の構成要件との間に協調配合関係があり、相違構成要件による技術的效果及びその解決する技術的課題は、他の構成要件の技術的效果を前提とするとともに、最も近い従来技術においてその対応する構成要件は、発明の目的と発明の概念に基づいて同じ技術的效果を奏することができない場合、当業者は、通常、従来技術に対して改良する動機付けがなく、特許請求する技術案は、当業者にとって自明ではない。

20. 医薬組成物の発明における化学薬品成分と漢方薬成分との間の相互置換の技術的示唆

【事件番号】(2021)最高法知行終593号

【判決要旨】医薬組成物の発明における化学薬品成分と漢方薬成分との間に相互置換の技術的示唆があるか否かを判断する際には、通常、医薬成分の固有作用だけでなく、医薬組成物における他の医薬成分との関係も考慮すべきである。

21. 進歩性判断における生体等価性原理の応用

【事件番号】(2021)最高法知行終846号

【判決要旨】医薬化合物における2つの基の間の置換が本分野の公知常識であるかどうかを判断するには、通常、生体等価性原理を考慮することができる。しかし、非古典的な生物学的等価体の場合、当業者が特定の基の置換を行うかどうかは、通常、この種類の薬物の構造と活性の関係を証明できる従来技術を証拠の裏付けとする必要があり、生物学的等価体の概念の適用を任意に拡張することはできない。

22. 鍼灸に関する専利の進歩性判断

【事件番号】(2022)最高法知行終132号

【判決要旨】鍼灸等に関する漢方薬専利の進歩性評価においては、当業者の認知特性と漢方薬の治療法則を結び付けて、相違構成要件を識別し、技術案が自明であるかどうかを慎重に判断する必要があり、特に現代医学技術に対する評価方法を簡単に適用し、漢方薬技術案の革新度合を過小評価することは避けなければならない。

23. 従来意匠の公開時間の判断

【事件番号】(2022)最高法知行終393号

【判決要旨】他の裏付け証拠がない場合、通常、従来意匠物証の銘板に記載されている製造日付」をそのまま「販売公開日」又は「使

公開日」と認定することはできない。

24. 意匠に明らかな相違点があるかどうかの認定

【事件番号】(2022)最高法知行終567号

【判決要旨】専利意匠が、同じ種類の製品における同じ対比意匠中の異なる部分の意匠特徴のみを、中心に配置したり、対称にしたりする等の慣用の設計手法を用いて、組み合わせ又は置換を行うものであるならば、通常、このような専利意匠は、対比意匠と僅かな相違点を有することに過ぎず、一般的に独特の視覚効果を有さないと考えられる。

25. 従来意匠特徴の組み合わせの示唆の認定

【事件番号】(2022)最高法知行終821号

【判決要旨】従来意匠特徴の組み合わせを以て専利意匠を形成するために、外観と機能が調和、統一された一体的なものを形成することができるように、結び、呼応、遷移及び調和等のような比較的大きな変更と調整を必要とする場合、通常、このような組み合わせのプロセスは、一般消費者の知識レベルと認識能力を超えることと考えられ、このような意匠特徴を組み合わせることは容易に思いつくものではなく、この場合、従来意匠にこのような組み合わせの示唆がないと認定することができる。

26. 専利法第23条第3項の先に取得している合法的権利の認定

【事件番号】(2023)最高法知行終42号

【判決要旨】意匠専利の専利権付与・確認をめぐる行政紛争事件において、本専利の出願日前に取得され、専利無効宣告請求の提出の際にも合法的に存在している権利又は利益は、何れも専利法第23条第3項に規定

の先に取得している合法的権利を構成することができる。

27. 専利権確認行政紛争における専利所有権紛争当事者の原告資格

【事件番号】(2022)最高法知行終836号

【判決要旨】専利行政部門が専利の請求項の全部又は一部を無効と宣告した後、専利所有権紛争事件で権利を主張する当事者が専利権確認行政訴訟を提起した場合、当該当事者は被訴無効宣告請求審査決定の潜在的利害関係人に該当すると判断でき、原告主体が適格でないことを理由として直接的に訴訟を却下することは不適切であり、当事者が専利権確認行政訴訟の適格原告に該当するかどうかは、専利所有権紛争事件の審理結果によって決められ、専利所有権紛争が実質的に解決されていない場合、必要に応じて専利権確認行政訴訟の審理を中止することができる。

28. 無効宣告審査手続きが聴聞原則に違反していることの認定

【事件番号】(2021)最高法知行終888号

【判決要旨】無効宣告の請求者は、本専利が新規性を有しないため、進歩性を有しないだけを主張し、本専利が進歩性を有しない他の具体的な理由を提出せず、専利行政部門は、本専利が進歩性を有しない他の具体的な理由を専利権者に通知せず、当該具体的な理由に対して意見を陳述する機会を与えず、本専利が新規性を有するが進歩性を有しないと直接的に認定し、専利権者が、このような無効宣告審査手続が聴聞原則に違反し、法定手続きに違反すると主張した場合、人民法院は支持すべきである。

29. 専利代理機構、弁理士が他人の名義を借

りて専利権の無効宣告を請求した場合の法的結果

【事件番号】(2022)最高法知行終716号

【判決要旨】専利代理機構又は弁理士が他人の名義を借りて専利権無効宣告を請求することは、自分の名義で専利権無効宣告を請求することができないという『専利代理条例』第18条の規定に対する実質違反となり、人民法院は、法に従って違法の疑いのある手がかかりを関係機関に移送して処理することができる。

二. 専利所有権、侵害事件

30. 減縮的陳述の、減縮的請求項を引用する他の請求項の保護範囲への影響

【事件番号】(2022)最高法知行終681号

【判決要旨】専利権者が無効宣告請求の審査手続きで1項の請求項に対して減縮的解釈を行った場合、この請求項が最終に無効と宣告されたとしても、関連した減縮的解釈がこの請求項を引用する他の請求項にも適用される。

31. 誘導の証拠収集の認定と影響

【事件番号】(2022)最高法知行終2586号

【判決要旨】専利権者が、紛争専利の技術案全体を含む図面を他人に直接提供し、図面に従って生産することを要求したが、専利に関与していることを明言しなかった場合、他人を権利侵害に誘導するという証拠収集行為となり、人民法院は、この証拠のみに基づいて権利侵害の事実を認定するものではない。

32. 製品の組み合わせ使用が専利権の保護範囲に該当する場合の権利侵害責任者の認定

【事件番号】(2021)最高法知行終2270号

【判決要旨】同一の主体が製造した異なる製品を組み合わせて使用することができ、且つ組み合わせ使用こそ専利の保護範囲に該当する場合、使用中に実際に形成される技術案に基づいて、この技術案の形成が消費者によるものかそれとも製造者によるものを重点的に考慮することで侵害責任者を決定すべきである。関連製品が本来は個別に使用できるが、消費者が自分のニーズに応じてそれらを組み合わせて使用する場合、この組み合わせた製品の技術案は消費者によって決められると一般的に認定し、製造者を侵害責任者とすべきではない。関連製品が個別に使用できず、互いに連携しなければならず、消費者が製品の特定の構造、機能、使用説明等に基づいてそれらを組み合わせて使用する場合、一般的に、この組み合わせた製品の技術案は、製造者によって決められるため、製造者を侵害責任者として認定することができる。

33. 被訴権利侵害製品の製造者の認定

【事件番号】(2021)最高法知行終2301号

【判決要旨】専利法意味での製品の製造者とは、具体的な製造行為の実施者のみを指すものではない。生産リソースを組織し、上流と下流の生産プロセスを調整し、製品の技術案を決定する担当者も、被訴権利侵害製品の製造者となる可能性がある。

34. 電子商取引プラットフォームにおける展示内容と製造行為の認定

【事件番号】(2022)最高法知行終2021号

【判決要旨】人民法院は、権利侵害被疑者が電子商取引プラットフォームに記した製品販売リンクにおける製品番号、原産地、数量の

表記及び「メーカー直販」等の説明を総合的に考慮し、権利侵害被疑製品がそれによって製造されたと合理的に推定することができる。

35. 数値限定構成要件の同等認定

【事件番号】(2021)最高法知行終985号

【判決要旨】数値又は連続的に変化する数値範囲によって限定される発明専利又は実用新案専利における構成要件については、同等原則の適用を絶対的に排除すべきではなく、厳格に限定すべきである。差異のある数値又は数値範囲は、基本的に同一の技術的手段で実質的に同一の機能を達成し、実質的に同一の効果を達成し、且つ当業者が創造的な労働を払わずに想到できるとともに、技術分野、発明の種類、請求項の補正内容等の関連要素を総合的に考慮し関連構成要件の同等を認めることが請求項の保護範囲に対する社会公衆の合理的な期待に反することなく、専利権を公平に保護することができる場合、同等の構成要件を構成すると認定することができる。

36. 意匠の近似判断における専利の相違構成要件に対する考慮

【事件番号】(2021)最高法知行終728号

【判決要旨】専利意匠と権利侵害被疑意匠に対して近似判断を行う時、専利の意匠が従来意匠と区別する意匠特徴を決定し、このような特徴を、意匠全体の視覚効果に対してより影響を与える部分としてみなすべきである。当事者は、上記意匠の相違構成要件について証拠を提出又は説明することができ、当事者の証拠提出又は説明が不十分な場合、人民法院は、一般消費者の知識レベルと認知能力に基づいて意匠の相違構成要件を認定することができる。

37. 使用者、販売者は製造者の先使用権に基づいて権利侵害抗弁を主張する場合の扱い

【事件番号】(2022)最高法知行終839号

【判決要旨】専利出願日以降に、先使用権者が法に従って製造した製品を使用、許諾販売、販売し、使用者、販売者が製造者の先使用権を理由で専利権侵害にならないと主張した場合、人民法院は支持すべきである。

38. 賃貸関係における合法的仕入れ元抗弁の認定

【事件番号】(2022)最高法知行終2869号

【判決要旨】権利侵害被疑者が、証拠を提出することで、権利侵害製品が賃貸物であり且つ賃貸期間がまだ満了しておらず、正当な賃貸料を支払っており且つその製品が権利侵害製品であると知らず知るべきでもない場合、人民法院は、その合法的仕入れ元抗弁が成立すると認定することができる。

39. 専利侵害訴訟手続きにおいて専利権を移転する場合における侵害停止責任の認定

【事件番号】(2022)最高法知行終1923号

【判決要旨】専利権侵害紛争事件の審理中、元の専利権者が紛争専利権を移転した場合、その訴訟主体資格は影響されない。人民法院は権利侵害被疑行為が侵害に当たると判断した場合、権利侵害被疑者が現在の専利権者から許可を得ていることを証明できない限り、法に従って元の専利権者の侵害停止の請求を支持すべきである。

40. 非公開販売製品の専利侵害損害賠償額の計算

【事件番号】(2022)最高法知行終1584号

【判決要旨】専利侵害損害賠償は、侵害が発生しない場合の専利権者の元の状態に回復

ることにより、発明創造を鼓舞することを目的とする。非公開販売製品については、市場での販売状況によって権利侵害損害額を計算することはできないため、具体的な事件の状況に基づいて、専利技術案の実施に関連し、市場利益の獲得に最も直接的に関わる製品を権利侵害損害賠償額の計算の参考根拠とすることができる。

つづく

出典：北京知識産権法院

非規範的商品の出願戦略

商標出願手続に関する実務においては、通常「類似商品及び役務の区分表」(以下「区分表」)やオンラインで届出可能な商品を「規範的商品」と呼び、「区分表」に記載されていない商品を「非規範的商品」と呼ぶ。

「非規範的商品」とは、主に市場の発展に伴い新たに表れた製品やサービスモデルを指す。

しかし、実務では、非規範的商品を出願すると、手続補正指令書や拒絶理由通知書を受ける場合が多いため、出願人は代替案として規範的商品で出願する傾向がある。ただし、このようなやり方は、出願人の新製品・サービスモデルを保護できず、将来、撤三(三年不使用取消審判を請求されることの略)・無効審判請求・侵害訴訟などに遭遇する場合、権利を損なってしまうおそれがある。

このような事態を避けるために、出願人は出願において非規範的商品を指定する必要がある場合に、審査官が当該商品の具体的な機能や特徴を理解し分類できるよう、商品の内容を可能な限り明確かつ正確に記載する必要がある。明確に説明することが難しい場合には、上位概念にあたる規範的商品＋最も近い下位概念にあたる規範的商品といった組み合わせで代用する案が考えられる。当該新商品が現行「区分表」のどのカテゴリに属するか分からない場合には、類似するすべてのカテゴリに出願を提出することも選択肢として考えられる。そうすることにより、権利の喪失や他人の出願により先を

越されることを回避できる。

要するに、非規範的商品になる場合、出願人が手続補正指令書を敬遠してあまり不適切な代替商品を指定することは、避けるべきである。なぜなら自分の権利を守ることでもできず、「区分表」の改善・完成を促進することにもつながらないからである。

北京泛華偉業知識產權代理有限公司
地址：北京朝陽區朝陽門外大街16號
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
郵便番号：100020
Email: mail@panawell.com

編集：王珍珍、王嵐、趙曉輝、徐舒
訳審：金丹、趙亜芝
レイアウト：董順順